

集団災害時における医薬品等の調達に関する協定書

(目的)

第1条 大分市（以下「甲」という。）と大分県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）とは、大分市地域防災計画に基づき、集団災害時における医薬品の調達の必要が生じた場合における必要事項を定め、もって災害救急医療活動の円滑化を図ることを目的とする。

(供給の要請)

第2条 大分市に集団災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が医薬品を必要とするときは、甲は、乙に対し、医薬品の供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに甲の指定する場所に医薬品を供給するものとする。

(医薬品の経費)

第3条 乙が供給した医薬品に要した経費については、甲が負担するものとする。

(医薬品の価格の決定)

第4条 供給に要した甲が負担すべき医薬品の価格は、甲、乙両者協議のうえ適正価格をもって決定するものとする。

(報告)

第5条 この協定の万全な実行を図るため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(雑則)

第6条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(適用期日)

第7条 この協定は、平成10年7月9日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年7月9日

大分市荷揚町2番31号
甲 大分市
大分市長 木下敬之助

大分市大道町3丁目23番地
乙 大分県医薬品卸業協会
会長 吉村恭彰